環境基本法に基づく騒音に係る環境基準
の類型をあてはめる地域の指定について

　環境基本法（平成５年法律第９１号）第１６条第２項及び騒音に係る環境基準について（平成１０年9月３０日環境庁告示第６４号）の規定に基づき、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定する。

A　専ら住居の用に供される地域

　五所川原市の区域のうち都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域

B　主として住居の用に供される地域

　五所川原市の区域のうち都市計画法第８条第１項第１号に掲げる第一種住居地域及び第二種住居地域として定められた区域

C　相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

　五所川原市の区域のうち都市計画法第８条第１項第１号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域
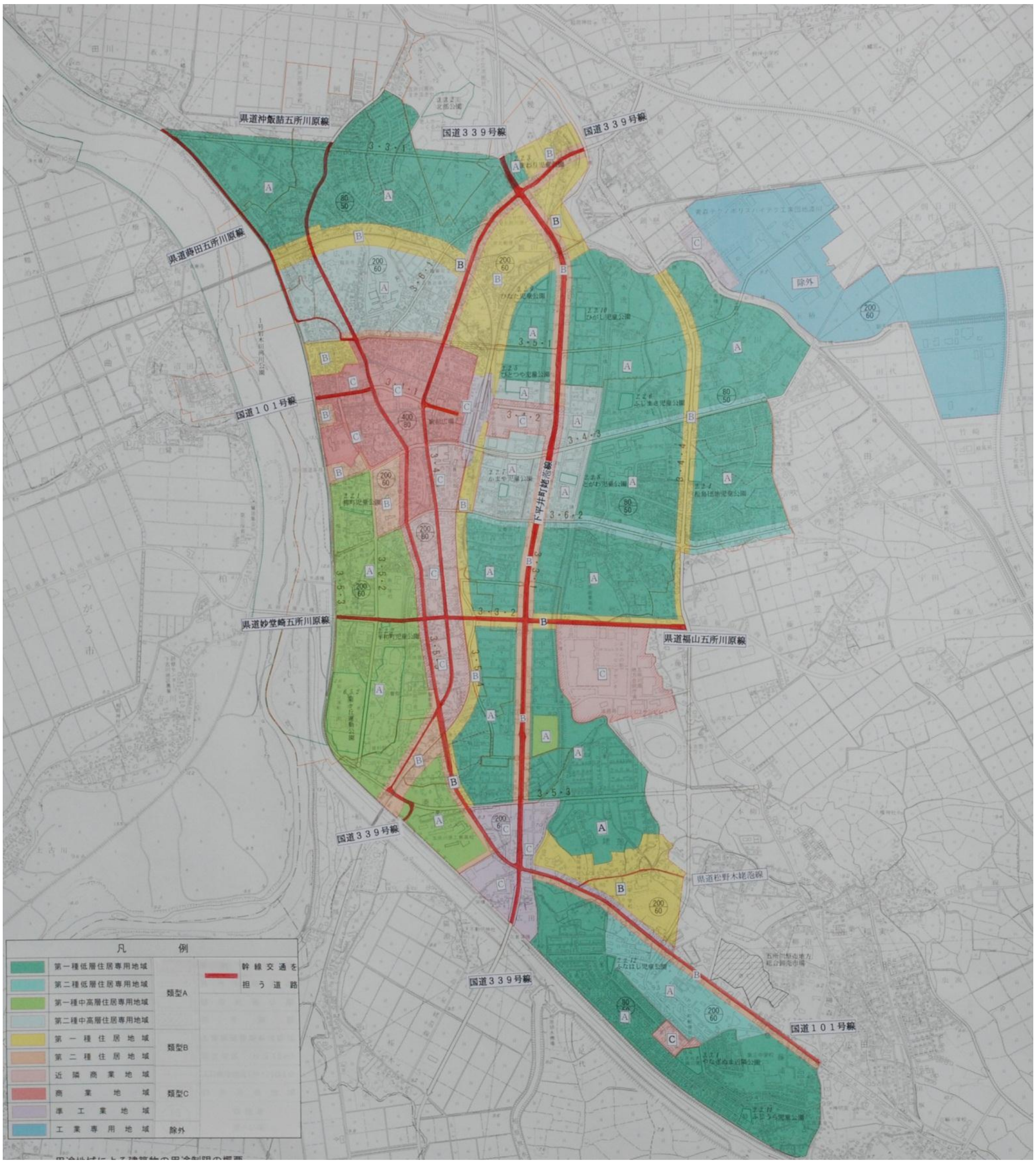
五 所 川 原 市 環 境 基 準 類 型 指 定 図